

令和7年度グリーン購入の推進に関する計画

令和7年4月

地方独立行政法人宮城県立病院機構

令和7年度グリーン購入の推進に関する計画について

【凡例】

- ・グリーン購入促進条例：グリーン購入促進条例（平成18年宮城県条例第22号）
- ・グリーン購入法：国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・国基本方針：環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7（2025）年1月閣議決定）
- ・手引き：グリーン購入の調達者の手引き（令和7（2025）年2月）

1 目的

この計画は、グリーン購入促進条例第11条第1項及び「グリーン購入の推進に関する基本方針」により、令和7年度における特定調達物品等の調達に関する事項について定めるものです。

2 対象機関

対象機関は、精神医療センター、がんセンター及び本部事務局です。

3 定義

- (1)「グリーン購入」とは、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けるに当たり、その必要性を十分に考慮し、当該物品若しくは役務の環境情報又は事業者に関する環境情報を勘案して行うことをいいます。
- (2)「環境物品等」とは、グリーン購入法第2条第1項に規定する環境物品等をいい、具体的には次のいずれかに該当する物品又は役務をいいます。
 - ア 再生資源その他の環境への負荷（「環境基本法」（平成5年法律第91号）第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品
 - イ 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品
 - ウ 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務
- (3)「特定調達品目」とは、重点的にグリーン購入を推進すべき環境物品等の種類をいいます。
- (4)「特定調達物品等」とは、特定調達品目ごとにその判断の基準等を満たす物品等をいいます。
- (5)「物品の調達」には、購入の他、リース又はレンタル契約による調達も含まれます。

4 特定調達品目の判断の基準及び特定調達物品等の選択方法

別添1-2のとおりです。

5 特定調達品目

本計画における特定調達品目は、別添1-3のとおりです。

6 調達目標及び前年度の調達実績

各特定調達品目の調達目標及び令和5年度の調達実績は、別添1-4のとおりです
なお、特定調達物品等の調達実績は、宮城県環境生活部環境政策課ホームページ等で公表します。

7 特定調達物品等の調達先

特定調達物品等は、環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者の環境保全活動を促進するため、環境に配慮した事業活動に努める事業者から調達するものとし、調達においては、「環境配慮事業者からの物品等調達実施要綱」に基づき、県に登録している当該事業者から優先的に調達します。

別添1-2 特定調達品目の判断の基準及び特定調達物品等の選択方法

1 判断の基準

グリーン購入促進条例（以下、「条例」とする。）第10条第2項に規定する特定調達物品等は、下記のとおりとする。

- (1) 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（環境省・令和7年1月28日変更閣議決定）に基づく物品等
- (2) 宮城県グリーン製品（条例第14条）
条例では、宮城県の環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定し、その普及拡大を図ることとしています。
- (3) その他の物品
宮城県としてより高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、下記の特定期調物品目に基準を設定します。
 - ① 軽自動車

基準値1 (可能な限り調達を推進する基準)	基準値2 (調達を行う最低限の基準)
電動車等	次世代自動車又は低排出ガスかつ低燃費 (2020年度燃費基準達成)

② オフィス家具

基準値1 (可能な限り調達を推進する基準)	基準値2 (調達を行う最低限の基準)
下記1又は2を満たし、かつ宮城県内で発生した廃プラスチックの再生材が、プラスチック重量の10%以上使用されていること。 (主要材料がプラスチックの製品に適用)	下記1又は2を満たすこと。
1 エコマーク認定品 2 JOIFA グリーンマーク製品	

<令和7年度計画における変更点>

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（環境省・令和7年1月28日変更閣議決定）」に準じた内容の変更。

○ 特定調達品目の追加（1品目）

備蓄用作業服の追加

令和6年度：22分類287品目 ⇒ 令和7年度：22分類288品目

○ 「2段階の判断基準」の設定（3品目）

オフィス家具等、災害備蓄用飲料水、役務（印刷）に基準値1・基準値2を設定

○ 「共通の判断の基準」の設定

「原材料に鉄鋼が使用された物品」について、基準値1の要件を設定

【参考】

○ 「判断の基準」に関する参考資料

- ・ 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7（2025）年1月閣議決定）

特定調達物品等に係る「判断の基準」等が規定されています。

URL: <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

- ・ 「グリーン購入の調達者の手引き」（令和7（2025）年2月）

国基本方針における「判断の基準」について解説した参考資料です。

URL: <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/shiryou.html>

3 選択方法

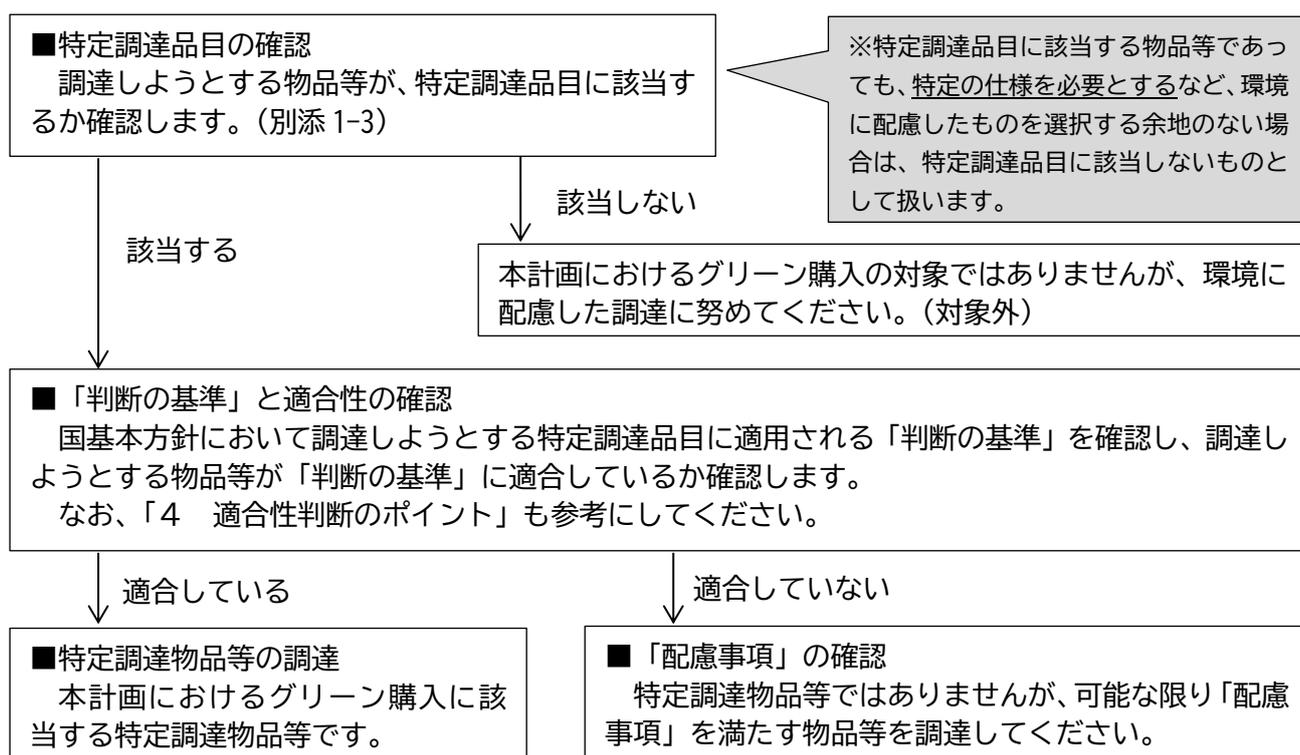
(1) 調達必要性の再確認

環境物品等の調達に当たっては、調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう、調達総量をできるだけ抑制するように配慮することが重要です。

既存品の修理やリフォーム、レンタルなどで対応できないか、調達する場合でも必要な分だけ調達する、消耗品の補充や詰替えが可能なものは補充品や詰替品を調達するなど、調達の必要性について再度確認してください。

(2) 役務及び公共工事以外の物品等を調達する場合

以下の手順により特定調達物品等を選択します。



(3) 役務を調達する場合

実施しようとする事業の内容や特性、コスト等に留意しつつ、原則として「判断の基準」に適合する役務を調達するよう努めます。ただし、県内事業者では本計画の判断基準を満たす役務を提供することができない等の理由により、入札執行者や所属長が適当でないと判断した場合はこの限りではありません。

(4) 公共工事の場合

別紙1の特定調達品目に掲載のある資材等を調達する場合は、工事目的物の要求品質、調達資材等の流通状況、工事現場の地理的条件及びコスト等を勘案した上で、原則として「判断の基準」に適合する資材等を調達するよう努めます。

また、調達しようとする品目に「宮城県グリーン製品」がある場合は、価格、品質及び流通量等を総合的に判断し、利用が可能な場合は優先して調達してください。

ただし、必要とされる機能や性能等を有する資材等で、本計画の判断基準を満たすものが市場にない場合や、県内事業者では対応することができない等の理由により特定調達物品等の調達が困難な場合はこの限りではありません。

4 適合性判断のポイント

以下の特定調達品目の調達に当たっては、既存の環境ラベル等により「判断の基準」への適合性を確認することができます。

(1) 全体共通の判断のポイント 品目分類	特定調達品目	判断のポイント	環境ラベル・表示例
全体共通	1	本県の「事務用品の単価契約一覧<集中調達用>」掲載物品掲載されている物品等のうち、「特定調達品目」欄に○が付されている物品等は、「判断の基準」に適合しています。	
	2	環境ラベル等の表示がない製品 下記基本方針の「判断の基準」を満たす場合には、適合品に該当します。 (参考) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針 URL: https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html	
	3	特定の仕様を必要とする場合等 特定調達品目に該当する物品等であっても、特定の仕様を必要とするなど、環境に配慮したものを選択する余地のない場合は、特定調達品目に該当しないものとして扱います。 (本計画におけるグリーン購入の対象外となりますが、環境に配慮した調達に努めてください。)	
	4	グリーン購入法適合商品等 製品カタログ等において、グリーン購入法に適合している商品であると表示されている物品等は、「判断の基準」に適合しているものと取り扱って差し支えありません。	<div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">グリーン購入法適合商品</div> ※統一ラベル等はありません。
	5	宮城県グリーン製品 認定されている物品は、「判断の基準」を満たしているものとみなします。	 <small>宮城県グリーン製品</small>

(2) 品目ごとの判断のポイント

下表内「※条件あり」の詳細については「グリーン購入の調達者の手引き」を参照してください。

URL: <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/shiryuu.html>

品目分類	特定調達品目	判断のポイント		環境ラベル・表示例
1 紙類	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。		
	コピー用紙	総合評価値 80 以上のものは、「判断の基準」に適合しています。 総合評価値は外箱に記載されています。		
	印刷用紙	総合評価値 80 以上のものは、「判断の基準」に適合しています。 総合評価値は各社のウェブサイト等に公表されています。		
2 文具類	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。		
3 オフィス家具等	共通	基準値 1 (可能な限り調達を推進する基準)	基準値 2 (調達を行う最低限の基準)	
		下記 1 又は 2 を満たし、かつ宮城県内で発生した廃プラスチックの再生材が、プラスチック重量の 10% 以上使用されていること。(主要材料がプラスチックの製品に適用)	下記 1 又は 2 を満たすこと。	
	1 エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。			
	2 JOIFA グリーンマーク製品は、「判断の基準」に適合しています。			
4 画像機器等	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。		
		国際エネルギープログラムの画像機器 (Ver. 3.0) の適合機種は、「判断の基準」を満たしています。 (コピー機は Ver. 2.0 を適用)		

	トナーカートリッジ	<p>エコマークの表示がない製品も、以下ア～キの基準を満たす場合には、適合品に該当します。</p> <p>ア. 使用済カートリッジの回収システムがあること。</p> <p>イ. 回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率が50%以上であること。</p> <p>ウ. 回収部品の再資源化率が95%以上であること。</p> <p>エ. 回収部品のうち、再利用できない部分は減量化等がした上で適正処理され、単純埋立てされないこと。</p> <p>オ. トナーの化学安全性が確認されていること。</p> <p>カ. 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を含まないこと。</p> <p>キ. 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p>	
5 電子計算機等	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
	電子計算機	国際エネルギープログラム (Ver. 3.0) の適合機種は、「判断の基準」を満たしています。 (コピー機は Ver. 2.0 を適用)	
	記録用メディア	<p>エコマークの表示がない製品も、次のいずれかの基準を満たす場合には、適合品に該当します。(ケースに適用)</p> <p>1. 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上又は古紙パルプ配合率70%以上</p> <p>2. 厚さ5mm程度以下のスリムタイプ又はスピンドルタイプ</p> <p>3. バイオマスプラスチックの使用</p>	
	磁気ディスク装置	省エネラベルが緑色の製品は、「判断の基準」に適合しています。	
6 オフィス機器等	シュレッダー、デジタル印刷機、掛時計	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
	掛時計	<p>次のいずれかに該当するものは、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>①太陽電池式(蓄電機能付きで一次電池不要)のもの</p> <p>②太陽電池及び一次電池使用で一次電池が5年以上使用可能であるもの</p> <p>③一次電池が5年以上使用可能であるもの</p>	
	一次電池単1～単4形)	JIS マーク製品のアルカリ電池以上の性能を持つ製品(マンガン電池でないもの)は、「判断の基準」に適合しています。	
	小型充電式電池(単1～単4形)	充電式のニッケル水素電池等の小形充電式電池(二次電池)は、「判断の基準」に適合します。	

7 携帯電話等	携帯電話、スマートフォン	<p>エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>エコマークの表示がない製品も、1～10の要件を満たすものは、判断の基準を満たしています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ア又は1のいずれかを満たしていること(携帯電話に適用) <ol style="list-style-type: none"> ア. 搭載機器・機能の簡素化(通話及びメール機能等に限定) イ. アプリケーションのバージョンアップが可能 2. OSの更新が可能であること(スマートフォンに適用) 3. 環境配慮設計の実施及びその内容のウェブサイト等への公表 4. 回収及びマテリアルリサイクルのシステムの構築 5. 部品の再使用又は再生利用できない部分は適正処理の実施。 6. バッテリーの初期容量の残容量 80%を満たす充電サイクル数が、携帯電話 500 サイクル以上、スマートフォンは 800 サイクル以上 7. バッテリーの長寿命化機能の搭載 8. バッテリー等の消耗品の修理システム(部品を6年以上保有)の構築 <p>※スマートフォンについては、当面の間、消耗部品等の保有期限を3年以上で可とする</p> 9. 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報を公表 10. 再生プラスチックの配合率又はバイオマスプラスチックの配合率(バイオベース剛性ポリマー含有率)情報のウェブサイト等における開示(プラスチックが使用されている場合) <p>(参考)</p> <p>NTTドコモ グリーン購入法 対応状況 https://www.docomo.ne.jp/binary/pdf/corporate/csr/ecology/environment_management/green.pdf</p> <p>KDDI グリーン購入法 対応状況 https://www.kddi.com/extlib/files/corporate/csr/activity/kankyo/green/pdf/jokyo.pdf</p> <p>SoftBank グリーン購入法対応機種 https://www.softbank.jp/biz/info/green/</p>	
8 家電製品	テレビジョン受信機	<p>エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>省エネラベル緑色及びオレンジのマーク製品の一部は「判断の基準」を満たしています(2026年度を目標年度とする省エネ法トップランナー基準に基づく達成率基準値による)。 ※下記条件を満たすこと</p>	   ※条件あり

		<p>統一省エネラベルは、省エネ基準達成率で適合性を確認することができます。 ※下記条件を満たすこと</p>	 <p>※条件あり</p>										
		<p>エコマークの表示がない製品も、1～3の要件を満たすものは、判断の基準を満たしています。</p> <p>1. エネルギー消費効率が、省エネ法トップランナー基準に基づく下記の達成率基準を満たすこと</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>パネル種類及び画素数</th> <th>省エネ基準達成率／達成率基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液晶 2K 未満</td> <td>75%程度以上 (100/133)</td> </tr> <tr> <td>液晶 2K 以上 4K 未満</td> <td>100%程度以上 (100/100)</td> </tr> <tr> <td>液晶 4K 以上</td> <td>71%程度以上 (100/141)</td> </tr> <tr> <td>有機 EL</td> <td>85%程度以上 (100/118)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. リモコン待機時の消費電力 0.5W 以下であること 3. 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること</p>	パネル種類及び画素数	省エネ基準達成率／達成率基準値	液晶 2K 未満	75%程度以上 (100/133)	液晶 2K 以上 4K 未満	100%程度以上 (100/100)	液晶 4K 以上	71%程度以上 (100/141)	有機 EL	85%程度以上 (100/118)	
パネル種類及び画素数	省エネ基準達成率／達成率基準値												
液晶 2K 未満	75%程度以上 (100/133)												
液晶 2K 以上 4K 未満	100%程度以上 (100/100)												
液晶 4K 以上	71%程度以上 (100/141)												
有機 EL	85%程度以上 (100/118)												
9 エアコン ディショナー等	ストーブ	省エネラベルが緑色の製品は、「判断の基準」に適合しています。											
10 温水器等	ガス調理機器	省エネラベルが緑色の製品は、「判断の基準」に適合しています。											
11 照明	電球形 LED ランプ	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。											
12 自動車等	<p>下記の基準 1 又は 2 に該当する自動車は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>※「普通自動車、小型自動車」については、令和 3 年度から電動車等への切り替えを推奨としつつ、最低でも次世代自動車であることが要件となりました。</p> <p>※電動車等とは、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車をいいます。</p> <p>※次世代自動車とは、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいいます。</p> <p>※燃費達成車、低排出ガス車認定のステッカーは、2021 年 4 月以降は自動車に貼り付けられていない場合があります。</p>	<p><ステッカーの例></p>   											

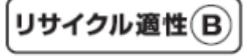
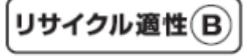
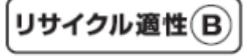
区分	基準値1 (可能な限り調達を 推進する基準)	基準値2 (調達を行う最低限 の基準)	
普通自動車、 小型自動車	電動車等 ※ハイブリッド自動 車は 2030 年度燃 費基準値 80%達成 レベル以上である こと、かつ、令和 2 (2020) 年度 燃費 基準値以上である こと。 ※カーエアコン冷媒 の地球温暖化係数 は 150 以下である こと。	なし	
軽自動車	電動車等	次世代自動車又は低排 出ガスかつ低燃費 (2020 年度燃費基準達成)	
小型バス	電動車等	次世代自動車又は低排 出ガスかつ低燃費 (2015 年度燃費基準達成)	
小型貨物車	電動車等	次世代自動車又は一定 の燃費性能を満たす車 両 (2022 年度燃費基準 90%達成)	
バス等	電動車等	次世代自動車又は一定 の燃費性能を満たす車 両 (2025 年度燃費基準 95%達成)	
トラック等	電動車等	次世代自動車又は一定 の燃費性能を満たす車 両 (2025 年度燃費基準 95%達成)	
トラクタ	電動車等	次世代自動車又は一定 の燃費性能を満たす車 両 (2025 年度燃費基準 95%達成)	
乗用車用タ イヤ	「低燃費タイヤ統一マーク」のついた製品は、 「判断の基準」に適合しています。 (等級が AAA、AA、A の製品は全て適合)		
2 サイクル エンジン油	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合し ています。		

13 消火器	消火器	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
14 制服・作業服等	共通	エコ・ユニフォームマーク貼付品は、「判断の基準」に適合しています。	
		エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。 ※条件あり。「グリーン購入の調達者の手引き」を参照してください。	 ※条件あり
	帽子	PET ボトルリサイクル推奨マークのある製品は、「判断の基準」に適合しています。	 ※条件あり
	制服・作業服、靴	PET ボトルリサイクル推奨マークのある製品は、再生PET配合率25%以上の判断の基準を満たしています。 環境ラベル等の表示がない製品でも、下記1~5いずれかを満たす場合には、「判断の基準」に適合しています。 1. 再生PET樹脂配合率が25%以上(裏生地を除く) ※ポリエステルが裏生地を除く繊維重量の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%以上かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比50%以上。 2. 再生PET樹脂配合率が10%以上かつ回収システムの保有 3. 故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上 4. 植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 5. 植物を原料とする合成繊維が10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上かつ回収システムの保有。	
15 インテリア・寝装寝具	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。 ※条件あり。「グリーン購入の調達者の手引き」を参照してください。	 ※条件あり
		PET ボトルリサイクル推奨マークのある製品は、「判断の基準」に適合しています。 ※条件あり。「グリーン購入の調達者の手引き」を参照してください。	 ※条件あり

	毛布	<p>環境ラベル等の表示がない製品でも、下記 1～4 いずれかを満たす場合には、「判断の基準」に適合しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再使用した詰物が 80%以上 2. 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%以上かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上 3. 再生 PET 樹脂配合率が、10%以上かつ回収システムの保有 4. 故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上 	
	ベッドフレーム	<p>フレーム環境マーク製品は、「判断の基準」に適合しています。</p>	
	マットレス	<p>衛生マットレスマーク製品は、「判断の基準」に適合しています。</p>	
16 作業手袋	作業手袋	<p>エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>エコマークの表示がない製品でも、下記 1～4 いずれかを満たす場合には、「判断の基準」に適合しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再生PET樹脂配合率が50%以上 2. ポストコンシューマ材料からなる繊維が50%以上 3. 未利用繊維が50%以上 4. 植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上(備考) <p>ア「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品 イ「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リッター等)等を再生した繊維</p>	
17 その他繊維製品	共通	<p>エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>※条件あり。「グリーン購入の調達者の手引き」を参照してください。</p>	 ※条件あり
		<p>PET ボトルリサイクル推奨マークのある製品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>※モップについては条件あり。「グリーン購入の調達者の手引き」を参照してください。</p>	 ※条件あり
	ブルーシート	<p>環境ラベル等の表示がない製品でも、再生ポリエチレンが50%以上使用されている製品は、「判断の基準」に適合しています。</p>	

18 設備	太陽熱利用システム、生ゴミ処理機、節水器具、給水栓	<p>エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>※太陽熱利用システムについて条件あり。「グリーン購入の調達者の手引き」を参照してください。</p>		 ※条件あり
	日射調整フィルム	<p>日本ウインドウ・フィルム工業会「エコラベル」貼付品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>環境ラベル等の表示がない製品でも、下記1～6を満たす場合には、「判断の基準」に適合しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 遮蔽係数 0.7 未満かつ可視光線透過率 10% 以上 2. 熱貫流率 5.9W/(m²・K)未満 3. 日射調整性能について、適切な耐候性が確認されている 4. 貼付前後の環境負荷低減が確認されている ※年間を通じた環境負荷に関する情報開示が必要 5. 上記について、ウェブサイト等により容易に確認できる、又は第三者により客観的な立場から審査されている 6. 適切な施工に関する情報の開示 		
	テレワーク用ライセンス	インターネットを介し、遠隔地において業務が遂行できるシステム用アカウントは、「判断の基準」に適合しています。		
	Web 会議システム	インターネットを介し、遠隔地間等においてが会議が行えるシステムは、「判断の基準」に適合しています。		
19 災害備蓄用品	災害備蓄用飲料水	基準値 1 (可能な限り調達を推進する基準)	基準値 2 (調達を行う最低限の基準)	
		賞味期限が 10 年以上	賞味期限が 5 年以上	
	基準値 1 又は 2 を満たし、かつ名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載がある場合は、「判断の基準」に適合しています。			
毛布、作業手袋、テント、ブルーシート	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。			
備蓄用作業服	<p>エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>エコマークの表示がない製品でも、再生プラスチックから得られる合成繊維が繊維部分全体重量比で 50%以上使用されている場合には、「判断の基準」に適合しています。</p>			

20 20 ごみ袋 等	プラスチック 製ごみ袋	<p>エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。</p>	
		<p>バイオマスプラマーク 25%以上配合品で、かつ下記の要件を満たしている製品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスプラスチックに関する情報の開示 ・プラスチックの添加剤としての充填剤の不使用 	 <p>※条件あり</p>
		<p>バイオスマーク 25%以上配合品で、かつ下記の要件を満たしている製品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスプラスチックに関する情報の開示 ・プラスチックの添加剤としての充填剤の不使用 	 <p>※条件あり</p>
		<p>環境ラベル等の表示がない製品でも、下記ア若しくはイのいずれかの要件並びにウ及びエの要件を満たす製品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>ア. バイオマスプラスチック 25%以上使用（バイオベース合成ポリマー含有率 25%以上）</p> <p>イ. 再生プラスチック 40%以上使用</p> <p>ウ. 上記ア又はイに関する情報が表示されていること。</p> <p>エ. プラスチックの添加物としての充填剤の不使用</p>	

21 役務	印刷	基準値 1 (可能な限り調達を推進する基準)	基準値 2 (調達を行う最低限の基準)													
		<p>下記①～④に加え、次のア～オのいずれかの要件を満たす事業者または印刷物であること。</p> <p>ア 環境マネジメントシステムの認証取得</p> <p>イ 環境報告書等の作成・公表</p> <p>ウ 印刷物のカーボンフットプリントの算定・開示</p> <p>エ カーボン・オフセットされた印刷物</p> <p>オ グリーンプリンティング認証制度又は環境推進工場認定取得の取得</p>	下記①～④を満たすこと。													
		<p>① 用紙：総合評価値 80 以上かつリサイクル適性 A ランクであること</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  ※印刷用紙の箱等への表示イメージ </div> <p>② インキ類： <オフセット印刷> 1. 植物由来の油を含有したインキ（植物油インキ、大豆油インキなど。） 2. NL 規制（印刷インキ工業連合会）適合インキの使用 <デジタル印刷> ・化学安全性の確認されたトナー又はインキの使用</p> <p>③ 印刷工程における環境配慮の実施</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; text-align: center;">オフセット及びデジタル印刷工程における環境配慮</td> <td style="font-size: small;">デジタル化(DTP化)又は銀の回収のいずれか</td> <td style="font-size: small;">・製版工程の DTP 化率 50%以上 ・製版フィルムを使用する場合、廃液及び銀の回収を実施</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">印刷版(アルミ)のリサイクル</td> <td style="font-size: small;">刷版工程:リユース又はリサイクル</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">VOC 発生抑制</td> <td style="font-size: small;">印刷工程: ・水なし印刷の導入 ・湿し水循環システムの導入 ・VOC 対策型湿し水の導入 ・自動布洗浄導入、循環システムの導入(自動液洗浄の場合) ・VOC 対策型洗浄材の導入 ・容器等の密閉、VOC 処理装置の設置 表面加工:アルコール類を濃度 30%未満で使用</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">製紙原料(等)へのリサイクル^{※2}</td> <td style="font-size: small;">・印刷工程(オフセット・デジタル):80%以上 ・表面加工:80%以上 ・製本加工:70%以上</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">省エネ活動の実施</td> <td style="font-size: small;">印刷機の省電力機能の活用、未使用時の電源オフなど(デジタル印刷に適用)</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">騒音・振動抑制</td> <td style="font-size: small;">製本工程:窓、ドアの開放禁止</td> </tr> </table>		オフセット及びデジタル印刷工程における環境配慮	デジタル化(DTP化)又は銀の回収のいずれか	・製版工程の DTP 化率 50%以上 ・製版フィルムを使用する場合、廃液及び銀の回収を実施	印刷版(アルミ)のリサイクル	刷版工程:リユース又はリサイクル	VOC 発生抑制	印刷工程: ・水なし印刷の導入 ・湿し水循環システムの導入 ・VOC 対策型湿し水の導入 ・自動布洗浄導入、循環システムの導入(自動液洗浄の場合) ・VOC 対策型洗浄材の導入 ・容器等の密閉、VOC 処理装置の設置 表面加工:アルコール類を濃度 30%未満で使用	製紙原料(等)へのリサイクル ^{※2}	・印刷工程(オフセット・デジタル):80%以上 ・表面加工:80%以上 ・製本加工:70%以上	省エネ活動の実施	印刷機の省電力機能の活用、未使用時の電源オフなど(デジタル印刷に適用)	騒音・振動抑制	製本工程:窓、ドアの開放禁止
		オフセット及びデジタル印刷工程における環境配慮	デジタル化(DTP化)又は銀の回収のいずれか		・製版工程の DTP 化率 50%以上 ・製版フィルムを使用する場合、廃液及び銀の回収を実施											
印刷版(アルミ)のリサイクル	刷版工程:リユース又はリサイクル															
VOC 発生抑制	印刷工程: ・水なし印刷の導入 ・湿し水循環システムの導入 ・VOC 対策型湿し水の導入 ・自動布洗浄導入、循環システムの導入(自動液洗浄の場合) ・VOC 対策型洗浄材の導入 ・容器等の密閉、VOC 処理装置の設置 表面加工:アルコール類を濃度 30%未満で使用															
製紙原料(等)へのリサイクル ^{※2}	・印刷工程(オフセット・デジタル):80%以上 ・表面加工:80%以上 ・製本加工:70%以上															
省エネ活動の実施	印刷機の省電力機能の活用、未使用時の電源オフなど(デジタル印刷に適用)															
騒音・振動抑制	製本工程:窓、ドアの開放禁止															
<p>④ 印刷物へのリサイクル適性の表示</p> <p>ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については適用しない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>●A ランクの資材のみを使用</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">識別記号及び文言</td> <td style="text-align: center;">  <small>この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。</small> </td> </tr> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>●A 又は B ランクの資材のみを使用</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">識別記号及び文言</td> <td style="text-align: center;">  <small>この印刷物は、板紙へリサイクルできます。</small> </td> </tr> </table> </div> </div>		識別記号及び文言	 <small>この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。</small>	識別記号及び文言	 <small>この印刷物は、板紙へリサイクルできます。</small>											
識別記号及び文言	 <small>この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。</small>															
識別記号及び文言	 <small>この印刷物は、板紙へリサイクルできます。</small>															

	<p>グリーンプリンティング認定工場は、印刷工程に係る基準を満たしています。</p>	
	<p>エコマーク認定品（紙製の印刷物）は、グリーン購入法の印刷の用紙及び印刷工程の基準を満たしています。</p>	
	<p>NL マークは、インキの化学安全性の基準を満たしています。</p>	
	<p>水なしオフセット印刷で印刷した印刷物に記載できるマークです。</p>	
輸配送、旅客輸送、引越輸送	<p>グリーン経営認証取得事業者（交通エコロジー・モビリティ財団）は、輸送に係る判断の基準を満たしています。</p>	
清掃、機密文書処理	<p>エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。</p>	

【参考】グリーン購入ネットワーク「エコ商品ねっと」について

グリーン購入ネットワーク（GPN）は、グリーン購入の取組を促進するために、平成8年2月に設立された企業・行政・民間団体などによる緩やかなネットワーク組織であり、グリーン購入の普及啓発活動等を行っている団体です。

この GPN が運営する「エコ商品ねっと」は、環境に配慮した製品やサービスを「グリーン購入法適合」、「エコマーク認定」など、さまざまな視点から多角的に比較することができる検索サイトです。紙や文具、OA 機器等、グリーン購入の主要分野に関する製品やサービスに関する環境情報が掲載されていますので、グリーン購入推進の参考として活用願います。

○グリーン購入法適合品検索サイト「エコ商品ねっと」

URL : <https://www.gpn.jp/econet/>

【参考】適合品の商品情報の収集方法

- 印刷用紙に係る情報提供について（環境省）

URL : <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/paper.html>

- 分野別

[文具類]

一般社団法人全日本文具協会のウェブサイト：グリーン購入法<文具類>の手引き

https://zenbunkyo.jp/docs/green_2025.pdf

[オフィス家具等]

一般社団法人日本オフィス家具協会のウェブサイト：

グリーン購入法の手引き [オフィス家具等]

https://www.joifa.or.jp/pdf/green_2023.pdf

J O I F A グリーンマーク表示企業一覧

https://www.joifa.or.jp/pdf/greenmark_list.pdf

[家電製品、エアコン等]

統一省エネラベル等の印刷・製品の省エネ性能情報「省エネ型製品情報サイト」

<https://seihinjyoho.go.jp/>

別添1-3 特定調達品目一覧（22分類 288品目）

本計画における特定調達品目は、以下のとおりです。

※「単位」は、調達実績を集計する際の単位を示しています。

1 紙類

物品番号	特定調達品目	単位
1	コピー用紙	枚
2	フォーム用紙	枚
3	インクジェットカラープリンター用塗工紙	枚
4	塗工されていない印刷用紙	枚
5	塗工されている印刷用紙	枚
6	トイレットペーパー	巻
7	ティッシュペーパー	枚
【対象範囲・定義】 印刷用紙の対象について、「塗工されていない印刷用紙」には、非塗工印刷用紙が該当し、「塗工されている印刷用紙」には、塗工印刷用紙（アート紙、コート紙、軽量コート紙等）、微塗工印刷用紙等が該当する。		

2 文具類

物品番号	特定調達品目	【対象範囲・定義】	単位
8	シャープペンシル		本
9	シャープペンシル替芯		ケース
10	ボールペン		本
11	マーキングペン		本
12	鉛筆		本
13	スタンプ台		個
14	朱肉		個
15	印章セット		個
16	印箱		個
17	公印		個
18	ゴム印		個
19	回転ゴム印		個
20	定規		個
21	トレイ		個

22	消しゴム		個
23	ステープラー（汎用型）	No.10の針を使用するハンディタイプのもの。	個
24	ステープラー（汎用型以外）	汎用型以外のもの（大型ステープラー、付加機能（フラットタイプ、軽とじタイプ、針収納タイプ、中とじタイプ等）を付した No.10 の針を使用するもの、針を使用しないもの）。	個
25	ステープラー針リムーバー		個
26	連射式クリップ（本体）		本
27	事務用修正具（テープ）		個
28	事務用修正具（液状）		個
29	クラフトテープ		巻
30	布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）		巻
31	両面粘着紙テープ		巻
32	製本テープ		巻
33	ブックスタンド		個
34	ペンスタンド		個
35	クリップケース		個
36	はさみ		個
37	マグネット（玉）		個
38	マグネット（バー）		個
39	テープカッター		個
40	パンチ（手動）		台
41	モルトケース（紙めくり用スポンジケース）		個
42	紙めくりクリーム		個
43	鉛筆削（手動）		個
44	OAクリーナー（ウェットタイプ）		個
45	OAクリーナー（液タイプ）		個
46	ダストブロワー		個
47	レターケース		個
48	メディアケース	CD、DVD 及び BD 用の各種メディアを収納するためのケース。箱状のもの。ブックタイプのもの。	個
49	マウスパッド		枚

50	OAフィルター（枠あり）		枚
51	丸刃式紙裁断機		台
52	カッターナイフ		個
53	カッティングマット		枚
54	デスクマット		枚
55	OHPフィルム		枚
56	絵筆		本
57	絵の具		セット
58	墨汁		個
59	のり（液状）（補充用を含む。）		本
60	のり（澱粉のり）（補充用を含む。）		個
61	のり（固形）（補充用を含む。）		本
62	のり（テープ）		本
63	ファイル	<p>●穴をあけてとじるファイル フラットファイル、レターファイル、ファスナー、スプリングファイル、キャップ式ファイル、パイプ式ファイル（片開き、両開き）、スタンド式ファイル、とじこみ表紙、パッチファイル、ホック式ファイル、ビス式ファイル、スモールファイル、A-Zファイル</p> <p>●穴をあけずにとじるファイル フォルダー、ハンキングフォルダー、持出しフォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル（固定式、差替式）、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、プレスファイル、用箋挟（クリップボード）、ピン式ファイル、パンフレットファイル、図面ファイル（布製図面袋含む）、ケースファイル、スライドレール式ファイル、スライドクリップ式ファイル</p> <p>●コンピュータ用データファイル（キャップ式、スライド式、フッキング式、レター式）</p> <p>●その他書類等をまとめて保管するための表紙、ケース、ホルダー類全般（替表紙、折目表紙、名刺ホルダー、はがきホルダー、書類（文書）用保存箱、サンプルボックス、チャック付ケース等）</p>	冊

64	バインダー	<ul style="list-style-type: none"> ●MP バインダー（マルチブロング、背メタル） ●リングバインダー（X 式、平てこ式、立ててこ式、てこなし） ●その他のバインダー（コガネ式、スライド式、横開き式） ●コンピュータ用データバインダー（キャップ式、スライド式、フッキング式、レター式） 	冊
65	ファイリング用品	背見出し、ポケット、仕切り紙、その他ファイル、バインダーのと同じ穴規格に対応した補充用品。	個
66	アルバム（台紙を含む。）		セット
67	つづりひも		束
68	カードケース		枚
69	事務用封筒（紙製）	保存袋、クッション材入りのものを含む。	枚
70	窓付き封筒（紙製）		枚
71	けい紙		枚
72	起案用紙		枚
73	ノート		冊
74	パンチラベル		袋
75	タックラベル		冊
76	インデックス		袋
77	付箋紙	ロールタイプも含む。	個
78	付箋フィルム	ロールタイプも含む。	個
79	黒板拭き		個
80	ホワイトボード用イレーザー		個
81	額縁		個
82	テープ印字機等用カセット		個
83	テープ印字機等用テープ		巻
84	ごみ箱		個
85	リサイクルボックス		個
86	缶・ボトルつぶし機（手動）		個
87	名札（机上用）		個
88	名札（衣服取付型・首下げ型）		個
89	鍵かけ（フックを含む）		個
90	チョーク		本
91	グラウンド用白線		袋

92	梱包用バンド		巻
----	--------	--	---

3 オフィス家具等

物品番号	特定調達品目	単位
93	いす	脚
94	机	台
95	棚	台
96	収納用什器（棚以外）	台
97	ローパーティション	台
98	コートハンガー	台
99	傘立て	台
100	掲示板	台
101	黒板	台
102	ホワイトボード	台
103	個室ブース	台
104	ディスプレイスタンド	台
<p>【対象範囲・定義】 1 「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。 2 「個室ブース」は、Web会議等を行うスペースとして利用するための、ドア及び天井で囲われた移動や移設が可能なブースをいう。 3 「ディスプレイスタンド」は、ディスプレイを固定する機能を有する、自立する家具をいう。</p>		

4 画像機器等

物品番号	特定調達品目	単位
105	コピー機	台
106	複合機	台
107	拡張性のあるデジタルコピー機	台
108	プリンタ	台
109	プリンタ複合機	台
110	ファクシミリ	台
111	スキャナ	台
112	プロジェクタ	台
113	トナーカートリッジ	台
114	インクカートリッジ	台
<p>【対象範囲・定義】 1 「コピー機」とは、紙などの画像原本からハードコピーの印刷物の生成を唯</p>		

- 一の機能とする画像機器をいう。
- 2 「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。
- 3 「拡張性のあるデジタルコピー機」とは、コピー機にオプションを装着することにより複合機となる機器をいう。
- 4 「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する（合わせて2以上）機器をいう。
- 5 「プロジェクタ」とは、一般の会議室、教室、講堂等で使用する機器が対象。
- 6 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせて構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体又は現像ユニット単体で構成される製品は、トナーカートリッジには含まれないものとする。
- ア 「新品トナー/インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。
- イ 「再生トナー/インクカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、再生カートリッジであることの表記をされたものをいう。
- 7 「インクカートリッジ」とは、インクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。ただし、インク容器単体で構成される製品（ユーザーが容器にインクを補充するタイプのもの等）は、は、インクカートリッジには含まれないものとする。
- 8 トナーカートリッジ及びインクカートリッジは、補充用の消耗品として調達するものであって、コピー機やプリンタ等の機器の購入時に装着又は附属しているものは含まない。

5 電子計算機等

物品番号	特定調達品目	単位
115	電子計算機	台
116	磁気ディスク装置	台
117	ディスプレイ	個
118	記録用メディア	個

【対象範囲・定義】1 「電子計算機」の対象機器は、省エネ法または国際エネルギースタープログラムの対象範囲と同一とする。ノートPCにはスレートPC、2in1PCを含む。タブレットPC等は対象に含まれない。

(参考)

省エネ法「電気計算機」の対象範囲：https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/06_keisanki.html

国際エネルギースタープログラム制度要項：
https://www.energystar.go.jp/outline/pdf/summary_2021_1.pdf

2 「磁気ディスク装置」は、次のいずれかに該当するものは対象に含まれないものとする。

- ① 記憶容量が1ギガバイト以下のもの
- ② 電子計算機に接続した通信ケーブルを通じた電力供給のみを受けて動作するもの

3 「ディスプレイ」の対象機器は、国際エネルギースタープログラムと同様であり、コンピュー

タモニタ及びサイネージディスプレイ（タイルドディスプレイを含む）とする。

コンピュータモニタは、卓上での使用を基本とし、かつ、一人の人が見ることを想定したものである。サイネージディスプレイは、通常、卓上での使用を基本とせず、かつ、複数の人が見ることを想定したものであって、次の①から⑤の要件のうち、3つ以上を満たすものとする。

- ① 対角線画面サイズが30インチを超えるもの
- ② 最大公表輝度が1平方メートル当たり400カンデラ（400cd/m²）を超えるもの
- ③ 画素密度が1平方インチ当たり7,000ピクセル（7,000ピクセル/in²）以下であるもの
- ④ 搭載スタンドなしで出荷されるものであって、デスクトップ上のディスプレイを支えるよう設計される又は壁に垂直に取り付けるように構成されているもの
- ⑤ RJ45 又は RS232 ポートを有するもの

4 「記録用メディア」とは、直径12cmのCD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-REとする。

6 オフィス機器等

物品番号	特定調達品目	単位
119	シュレッダー	台
120	デジタル印刷機	個
121	掛時計	個
122	電子式卓上計算機	個
123	一次電池又は小形充電式電池	台
<p>【対象範囲・定義】</p> <p>1 「シュレッダー」について、次のいずれかに該当するものは、対象に含まれないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 裁断モーターの出力が500W以上のもの ② 裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの <p>2 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機（リソグラフ等）をいう。</p> <p>3 「掛時計」は、通常の執務室、会議室等において使用する壁掛型の時計を対象とする。大型のものは除く。</p> <p>4 「電子式卓上計算機（電卓）」は、通常の行政事務の用に供するものとする。</p> <p>5 「一次電池又は小型充電式電池」の対象は、単1型～単4型とする。</p>		

7 移動電話等

物品番号	特定調達品目	単位
124	携帯電話	台
125	PHS	台
126	スマートフォン	台
<p>【対象範囲・定義】</p> <p>1 「携帯電話」は、通常の行政事務に使用するものをいう。</p> <p>2 「PHS」は、内線等として使用されるものを含む。</p>		

8 家電製品

物品番号	特定調達品目	単位
127	電気冷蔵庫	台
128	電気冷凍庫	台
129	電気冷凍冷蔵庫	台
130	テレビジョン受信機	台
131	電気便座	台
132	電子レンジ	台
<p>【対象範囲・定義】</p> <p>1 「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」「電気冷凍冷蔵庫」について、次のいずれかに該当するものは、対象に含まれないものとする。</p> <p>① 業務の用に供するために製造されたもの</p> <p>② 熱電素子を使用するもの</p> <p>③ 吸収式のもの</p> <p>④ ワイン貯蔵が主な用途であるもの</p> <p>2 「テレビジョン受信機」の対象は、省エネ法の対象機種とする。チューナレステレビは対象外とする。</p> <p>(参考)</p> <p>省エネ法「テレビジョン受信機」の対象範囲： https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/04_tv.html</p> <p>3 「電気便座」(温水洗浄便座)の対象は、省エネ法の対象機種とする。(参考)</p> <p>省エネ法「電気便座」の対象範囲： https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/16_benza.html</p> <p>4 「電子レンジ」の対象は、省エネ法の対象機種とする。</p> <p>(参考)</p> <p>省エネ法「電子レンジ」の対象範囲： https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/20_microwave.html</p>		

9 エアコンディショナー等

物品番号	特定調達品目	単位
133	家庭用エアコンディショナー	台
134	業務用エアコンディショナー	台
135	ガスヒートポンプ式冷暖房機	台

136	ストーブ	台
<p>【対象範囲・定義】1 「家庭用エアコンディショナー」及び「業務用エアコンディショナー」の対象範囲とする。冷房能力が28kW（マルチタイプの場合は50.4kW）を超えるものは、公共工事分野の対象とする。</p> <p>（参考） 省エネ法「エアコンディショナー」の対象範囲： https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/02_aircon.html</p> <p>2 「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、JIS規格適合機種のうち、定格冷房能力が、7.1kWを超え28kW未満のものとする。</p> <p>3 「ストーブ」の対象は、ガス又は灯油を燃料とするものに限る。次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。</p> <p>① 開放式のもの ② 都市ガス13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを燃料とするもの ③ 半密閉式ガスストーブ ④ 最大の燃料消費量が4.0L/hを超える構造の半密閉式石油ストーブ ⑤ 最大の燃料消費量が2.75L/hを超える構造の密閉式石油ストーブ</p>		

10 温水器等

物品番号	特定調達品目	単位
137	ヒートポンプ式電気給湯器	台
138	ガス温水機器	台
139	石油温水機器	台
140	ガス調理機器	台
<p>【対象範囲・定義】1 「ヒートポンプ式電気給湯器（家庭用）」、「ガス温水機器」、「石油温水機器」は、省エネ法の対象機種が対象となる。なお、ヒートポンプ電気給湯器について、省エネ法の対象機種はCO₂を冷媒とする（エコキュート）JIS C 9220「家庭用ヒートポンプ給湯器」に規定するタンク容量のものとなっている。ただし、ヒートポンプで発生させた熱を給湯・ふろ保温以外に床暖房等への暖房へ利用する機能を有するものについては対象範囲から除外する。</p> <p>2 「ヒートポンプ式電気給湯器（業務用）」は、温水最高出口温度が 65℃以上の一過式の給湯器をいう。</p> <p>（参考）省エネ法上の各品目の対象範囲 電気温水機器（ヒートポンプ式給湯器）：https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/26_heatpump.html ガス温水機器：https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/14_gasonisui.html 石油温水機器：https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/15_sekiyuonsui.html ガス調理機器：https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/13_gaschori.html</p> <p>3 「ガス温水機器」については、既存建築物・施設等における従来型（JIS S 2091:2013の4.4のa）の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器）の機器の取替であって、設置上の制約があるものは、対象範囲から除外する。</p>		

- 4 「ガス調理機器」は、次のいずれかに該当するものは対象に含まれないものとする。
- ① ガス炊飯器
 - ② 業務用のもの
 - ③ 都市ガス13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの
 - ④ ガスグリル
 - ⑤ ガスクッキングテーブル
 - ⑥ カセットこんろ

1 1 照明

物品番号	特定調達品目	単位
141	LED照明器具	台
142	LEDを光源とした内照式表示灯	台
143	電球形LEDランプ	個
<p>【対象範囲・定義】</p> <p>1 「LED照明器具」とは、照明用白色LEDを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具並びに投光器及び防犯灯とする。ただし、従来の蛍光灯で使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。また、「誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第2号）」に定める誘導灯又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126の5に定める非常用の照明装置のうち、蓄電池や非常用電源により停電時のみ点灯する専用型は、LED照明器具には含まれないものとする。</p> <p>2 「LEDを光源とした内照式表示灯」とは、内蔵するLED光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。ただし、「誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第2号）」に定める誘導灯は、内照式表示灯には含まれないものとする。</p> <p>3 「電球形LEDランプ」は、一般照明用の電球型LEDランプのみを対象とする。昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは対象外とする。</p>		

1 2 自動車等

物品番号	特定調達品目	単位
144	普通自動車、小型自動車	台
145	軽自動車	台
146	小型バス	台
147	小型貨物車	台
148	バス等	台
149	トラック等	台
150	トラクタ	台
151	乗用車用タイヤ	本
152	2サイクルエンジン油	ℓ

【対象範囲・定義】

- 1 本項の対象とする「自動車」は、道路運送車両法施行規則（昭和26年8月16日運輸省令第74号）第2条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。
- 2 「普通自動車」とは、乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車のうち、小型自動車の基準のうちいずれかが超えている乗用車をいう。
- 3 「小型自動車」とは、乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車のうち、総排気量2ℓ以下、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2m以下の乗用車をいう。
- 4 「軽自動車」とは、乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車のうち、総排気量0.66ℓ以下、長さ3.4m以下、幅1.48m以下、高さ2m以下の自動車をいう。
- 5 「小型バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車をいう。
- 6 「小型貨物車」とは、車両総重量3.5t以下の貨物自動車をいう。
- 7 「バス等」とは、乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車をいう。
- 8 「トラック等」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）をいう。
- 9 「トラクタ」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）をいう。
- 10 「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤを対象とし、新車等の購入時に装着されているタイヤを除く。

1.3 消火器

物品番号	特定調達品目	単位
153	消火器	本

【対象範囲・定義】

- 1 「消火器」は、粉末ABC消火器とする。（A:普通火災、B:油火災、C:電気火災）。

1.4 制服・作業服等

物品番号	特定調達品目	単位
154	制服	着
155	作業服	着
156	帽子	個
157	靴	足

【対象範囲・定義】

- 1 「制服」「作業服」「帽子」及び「靴」については、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象となる。

1.5 インテリア・寝装寝具

物品番号	特定調達品目	単位
158	カーテン	枚
159	布製ブラインド	枚
160	金属製ブラインド	枚

161	タフテッドカーペット	枚
162	タイルカーペット	枚
163	織じゅうたん	枚
164	ニードルパンチカーペット	枚
165	毛布	枚
166	ふとん	枚
167	ベッドフレーム	台
168	マットレス	枚
<p>【対象範囲・定義】</p> <p>1 「カーテン」「布製ブラインド」については、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象となる。</p> <p>2 「毛布」は、ポリエステル繊維を使用した製品が対象となる。</p> <p>3 「ふとん」は、ポリエステル繊維を使用した製品又は再使用した詰物を使用した製品が対象となる。</p> <p>4 「ベッドフレーム」は、金属製のもの及び医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等は対象外となる。</p> <p>5 「マットレス」は、高度医療に用いるもの等は対象外とする。</p>		

16 作業手袋

物品番号	特定調達品目	単位
169	作業手袋	双
<p>【対象範囲・定義】</p> <p>「作業手袋」については、主要材料が繊維の製品が対象となる。革製、ゴム製の手袋は本項目の対象外とする。</p>		

17 その他繊維製品

物品番号	特定調達品目	単位
170	集会用テント	台
171	ブルーシート	枚
172	防球ネット	枚
173	旗	枚
174	のぼり	枚
175	幕	枚
176	モップ	本
<p>【対象範囲・定義】</p> <p>1 「集会用テント」は、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象となる。</p>		

- 2 「ブルーシート」は、ポリエチレンを使用した製品が対象となる。
- 3 「防球ネット」は、ポリエステル繊維、植物を原料とする合成繊維を使用した製品及びポリエチレンを使用した製品が対象となる。
- 4 「旗」「のぼり」「幕」については、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象となる。

18 設備

物品番号	特定調達品目	単位
177	太陽光発電システム（公共・産業用）	工事件数
178	太陽熱利用システム（公共・産業用）	工事件数
179	燃料電池	工事件数
180	エネルギー管理システム	工事件数
181	生ごみ処理機	工事件数
182	節水器具	工事件数
183	給水栓	本
184	日射調整フィルム	m ²
185	低放射フィルム	m ²
186	テレワーク用ライセンス	ライセンス数
187	Web会議システム	システム数
<p>【対象範囲・定義】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「太陽光発電システム」は、商用電源の代替として、10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムを対象とする。 2 「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムを対象とする。 3 「節水器具」については、節水、節湯を目的として制作した器具を対象とする。電気を使用しない、節水コマ、定流量弁、泡沫キャップ、流量調整弁が対象となる。 4 「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。 5 「低放射フィルム」とは、建築物の窓ガラスに添付するフィルムであって、断熱機能を持ったフィルムをいう。 5 「テレワーク」とは、情報通信技術を活用した、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方をいい、勤務場所により、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイル型テレワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス等での勤務）に大別される。 6 「Web会議システム」とは、インターネットを介して音声や映像、メッセージなどのコミュニケーション機能及び資料やデスクトップを共有するための機能を統合した、ブラウザで利用できる会議等を行うためのシステムをいう。 		

19 災害備蓄用品

物品番号	特定調達品目	単位
188	災害備蓄用飲料水	本
189	アルファ化米	個
190	保存パン	個
191	乾パン	個
192	レトルト食品等	個
193	栄養調整食品	個
194	フリーズドライ食品	個
195	備蓄用作業服	着
196	非常用携帯燃料	個
197	携帯発電機	個
198	非常用携帯電源	個
<p>【対象範囲・定義】</p> <p>1 飲料水・食料は、災害用に長期保管する目的で調達するものとする。</p> <p>2 「レトルト食品等」とは、機密性を有する容器に調製した食品を充填し、熱溶融により密封され、常温で長期保存が可能となる処理を行った製品をいう。</p> <p>4 「栄養調整食品」とは、通常の食品形態であって、ビタミン、ミネラル等の栄養成分を強化した食品をいう。</p> <p>5 備蓄用作業服は、再生プラスチックを原料とする合成繊維を使用した製品を対象とし、災害時において作業時に着用することにより安全を確保することを目的として備蓄するものであって、防護服を含む。</p> <p>6 「携帯発電機」は、発電機の定格出力が3kVA以下の発動発電機とする。</p> <p>7 「非常用携帯電源」は、空気電池により発電し、携帯電話等の機器への充電・給電を目的とした非常用の電源をいう。</p>		

20 ごみ袋等

物品番号	特定調達品目	単位
199	プラスチック製ごみ袋	枚
<p>【対象範囲・定義】</p> <p>「プラスチック製ごみ袋」とは、一般の行政事務において発生した廃棄物の焼却処分に使用することを想定したプラスチック製のごみ袋であって、他の法令において満たすべき品質や基準等が定められている場合、地方公共団体が一般廃棄物処理に当たって指定した場合、特殊な用途等に使用する場合等を除く。</p>		

2.1 役務

物品番号	特定調達品目	単位
200	省エネルギー診断	件数
201	印刷	件数
202	食堂	食堂設置数
203	自動車専用タイヤ更正	件数
204	自動車整備	整備件数
205	植栽管理	件数
206	加煙試験	件数
207	清掃	件数
208	タイルカーペット洗淨	件数
209	機密文書処理	件数
210	害虫防除	件数
211	輸配送	件数
212	旅客輸送	件数
213	庁舎等において営業を行う小売業務	件数
214	クリーニング	件数
215	飲料自動販売機設置	設置件数
216	引越輸送	件数
218	会議運営	件数
219	印刷機能等提供業務	件数

【対象範囲・定義】

- 1 「省エネルギー診断」とは、庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況、エネルギー使用量その他必要な項目の調査・分析の委託をいう。
- 2 本項の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし、文具類等他の品目として調達する場合を除く。
- 3 「食堂」については、庁舎又は敷地内において委託契約等により営業する食堂が対象となる。
- 4 「自動車専用タイヤの更生」において対象とするタイヤは、「小型トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」「産業車両用タイヤ」及び「建設車両用タイヤ」とする。
- 5 「自動車整備」における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、二輪車は除く。）をいう。
- 6 本項の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。
- 7 「加煙試験」とは、消防設備点検業務等において実施されるもので、建物などの天井、廊下、階段等に設置された煙検知器の作動試験を行うことをいう。
- 8 本項の対象とする「タイルカーペット洗淨」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。

- 9 本項の対象とする「害虫防除」は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除とする。
- 10 本項の対象とする「輸配送」とは、国内向けの信書、宅配便、小包郵便物（一般、冊子等）及びメール便をいう。
- ア 「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。
- イ 「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であって、重量30kg以下の一口一個の貨物をいう。
- ウ 「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量の荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスであって、重量1kg以下の一口一冊の貨物をいう。
- 11 本項の対象とする「旅客輸送」とは、一般貸切旅客自動車（バス）、一般乗用旅客自動車（タクシー）の利用の契約をいう。
- 12 「小売業務」は、庁舎又は敷地内において委託契約等により営業を行う小売業務が対象となる。
- 13 本項の対象とする「クリーニング」は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）に定めるクリーニング業をいう。
- 14 本項の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。
- ① 商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
 - ② 台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
 - ③ 車両等特定の場所で使用することを目的とするもの
 - ④ 電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの
- なお、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合は、含まないものとする。
- 15 本項の対象とする「引越輸送」とは、庁舎移転等（庁舎・ビル間移転、庁舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。）に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれに附帯する梱包・開梱、配置、養生等の役務をいう。ただし、美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となる品目は除く。
- 16 本項の対象とする「会議運営」とは、委託契約等により会議の運営を含む業務をいう。会議の運営単体だけでなく、他の役務において会議体の設置、運営を含む場合にも適用する。
- 17 本項の対象とする「印刷機能等提供業務」とは、印刷機能等提供業務に係る機器（本計画「4 画像機器等」に示すコピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ及びスキャナ並びに「6 オフィス機器等」に示すデジタル印刷機の対象になるものをいう。）による印刷・出力に係る機能の提供及び関連する業務であって、以下のいずれかの業務をいう。
- ア 印刷機能等提供業務に係る機器の導入、導入した当該機器の保守業務及び導入した当該機器で使用する消耗品の供給業務
- イ 印刷機能等提供業務に係る機器の導入及び導入した当該機器の保守業務
- ウ 印刷機能等提供業務に係る機器の保守業務及び当該機器で使用する消耗品の供給業務

2.2 公共工事

大分類	特定調達品目分類	物品番号	特定調達品目名	単位	宮城県グリーン製品の有無
資材	盛土材等	219	建設汚泥から発生した処理土	m ³	○
		220	土工用水砕スラグ	m ³	—
		221	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	m ³	—
		222	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	m ³	—
	地盤改良材	223	地盤改良用製鋼スラグ	m ³	—
	コンクリート用スラグ骨材	224	高炉スラグ骨材	m ³	—
		225	フェロニッケルスラグ骨材	m ³	—
		226	銅スラグ骨材	m ³	—
		227	電気炉酸化スラグ骨材	m ³	—
	アスファルト混合物	228	再生加熱アスファルト混合物	m ³	○
		229	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	m ³	—
		230	中温化アスファルト混合物	m ³	○
	路盤材	231	鉄鋼スラグ混入路盤材	m ³	○
		232	再生骨材等	m ³	○
	小径丸太材	233	間伐材	工事件数	—
	混合セメント	234	高炉セメント	工事件数	—
		235	フライアッシュセメント	工事件数	—
	セメント	236	エコセメント	工事件数	—
	コンクリート及びコンクリート製品	237	透水性コンクリート	工事件数	—
	鉄鋼スラグ水和固化体	238	鉄鋼スラグブロック	工事件数	—
	吹付けコンクリート	239	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	工事件数	—
	塗料	240	下塗用塗料（重防食）	m ³	—
		241	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	m ³	—
		242	高日射反射率塗料	m ³	—
	防水	243	高日射反射率防水	工事件数	—
	舗装材	244	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	工事件数	—
		245	再生材料を用いた舗装用ブロック（プレキャスト無筋コンクリート製品）	工事件数	—
	園芸資材	246	パークたい肥	m ²	○
		247	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	m ²	○
道路照明	248	LED道路照明	設置基数	—	
中央分離帯ブロック	249	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	工事件数	—	

	タイル	250	セラミックタイル	工事件数	—
	建具	251	断熱サッシ・ドア	工事件数	—
	製材等	252	製材	工事件数	—
		253	集成材	工事件数	○
		254	合板	工事件数	○
		255	単板積層材	工事件数	—
		256	直交集成板	工事件数	—
	フローリング	257	フローリング	工事件数	○
	再生木質ボード	258	パーティクルボード	工事件数	—
		259	繊維板	工事件数	—
		260	木質系セメント板	工事件数	○
	木材・プラスチック複合材製品	261	木材・プラスチック再生複合材製品	工事件数	—
	ビニル系床材	262	ビニル系床材	工事件数	—
	断熱材	263	断熱材	工事件数	—
	照明機器	264	照明制御システム	工事件数	—
	変圧器	265	変圧器	工事件数	—
	空調用機器	266	吸収冷温水機	工事件数	—
		267	氷蓄熱式空調機器	工事件数	—
		268	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	工事件数	—
		269	送風機	工事件数	—
		270	ポンプ	工事件数	—
	配管材	271	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	工事件数	—
	衛生器具	272	自動水栓	工事件数	—
		273	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	工事件数	—
		274	大便器	工事件数	—
	コンクリート用型枠	275	再生材料を使用した型枠	工事件数	—
		276	合板型枠	工事件数	○
建設機械	—	277	排出ガス対策型建設機械	工事件数	—
	—	278	低騒音型建設機械	工事件数	—
工法	建設発生土有効利用工法	279	低品質土有効利用工法	工事件数	—
	建設汚泥再生処理工法	280	建設汚泥再生処理工法	工事件数	—
	コンクリート塊再生処理工法	281	コンクリート塊再生処理工法	工事件数	—
	舗装（表層）	282	路上表層再生工法	工事件数	—
	舗装（路盤）	283	路上再生路盤工法	工事件数	—
	法面緑化工法	284	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	工事件数	—
	山留め工法	285	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	工事件数	—

目的物	舗装	286	排水性舗装	工事件数	—
		287	透水性舗装	工事件数	—
	屋上緑化	288	屋上緑化	工事件数	—

【対象範囲・定義】

- 1 本項の対象とする「高日射反射率塗料」は、日射反射率の高い含量を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。
- 2 本項の対象とする「高日射反射率防水」は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い含量を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。
- 3 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 5 本項の対象とする「製材」「集成材」「合板」「単板積層材」及び「直交集成板」は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 6 本項の対象とする「フローリング」は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 7 本項の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。
- 8 JIS A 5705（ビニル系床材）に規定されるビニル系床材の種類で記号KSに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。
- 9 本項の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が600Vを超え、7000V以下のものであって、かつ、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。
 - ① 絶縁材料としてガスを使用するもの
 - ② H種絶縁材料を使用するもの
 - ③ スコット結線変圧器
 - ④ 3以上の巻線を有するもの
 - ⑤ 柱上変圧器
 - ⑥ 単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの
 - ⑦ 三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの
 - ⑧ 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
 - ⑨ 定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの
 - ⑩ 風冷式又は水冷式のもの
- 10 本項の対象とする「吸収冷温水器」は、冷凍能力が105kW以上のものとする。ただし、木質ペレットを燃料とする機器は、対象外とする。
- 11 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。
- 12 本項の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、JIS B 8627に規定されるもので、定格冷房能力が28kW以上のものとする。
- 13 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は「再生材料を使用した型枠」の対象外とする。
- 14 本項の対象とする「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」は、仮設工事において使用するものとする。

別添 1-4 調達目標及び前年度の調達実績

特定調達品目の分類	調達目標	令和5年度 調達実績	目 標 達成状況
1 紙類	90%	95%	○
うちコピー用紙	99%	100%	○
2 文具類	90%	83%	×
3 オフィス家具等	90%	0%	×
4 画像機器等	90%	97%	○
5 電子計算機等	90%	100%	○
6 オフィス機器等	90%	0%	×
7 移動電話	90%	0%	×
8 家電製品	90%	0%	×
9 エアコンディショナー等	90%	0%	×
10 温水器等	90%	0%	×
11 照明	90%	70%	×
12 自動車等	90%	0%	×
13 消火器	90%	0%	×
14 制服・作業服等	90%	0%	×
15 インテリア・寝装寝具	90%	0%	×
16 作業手袋	90%	0%	×
17 その他繊維製品	90%	0%	×
18 設備	90%	0%	×
19 災害備蓄用品	90%	100%	○
20 役務	原則とする	—	—
21 公共工事	原則とする	—	—

【備考】

- 1 役務については、業務への影響を考慮する必要があることから、当面は各特定調達品目の判断の基準を努力目標とし、数値目標は設定しない。
- 2 公共工事における工法、目的物については、目標の設定が難しいことから、当面は目標を設定せず、今後、目標の立て方について検討するものとする。